

国民年金の支払いが困難な人は 「免除・猶予制度」をご利用ください

失業や所得が少ないなど経済的な理由で国民年金保険料を納付することが困難な場合、本人が申請することで、保険料の納付を免除・猶予する制度があります。

■問い合わせ 市民福祉課 ☎ 64・6018

■申請方法

印鑑（認印）、年金手帳、雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票（失業などの理由で申請する場合）を持って、庁舎1階市民福祉課2番窓口で申請してください。

■注意事項

原則として毎年申請が必要です。

平成29年6月まで免除されている人で、引き続き免除を希望する場合は、7月以降に申請してください（ただし、全額免除・納付猶予が承認され、継続審査の申し込みをした人は毎年申請する必要はありません）。

■申請期間

平成29年度分(平成29年7月～30年6月)は7月3日①から受付を開始します。

※申請時点の2年1カ月前までさかのぼって申請できるようになりました（納付済み期間の申請はできません）

例:平成29年7月に申請する場合は27年6月以降の期間の申請が可能

※保険料を未納のままにすると、将来の老齢基礎年金や障害基礎年金などを受け取ることができなくなる場合があります。必ず保険料を納めるか、免除制度を利用してください



ふんの後始末、放し飼い…

守っていますか？ ペットマナー

イヌやネコなどのペットは、私たちの心や生活に安らぎを与えてくれます。しかしその一方で、ふんの後始末や放し飼いなどのトラブルも多く発生しています。動物を飼うときは、マナーを守り、人もペットも幸せに暮らせるまちにしましょう。

■問い合わせ 若狭健康福祉センター ☎ 52・1300
環境衛生課 ☎ 64・6016



ふんの後始末をしてください

散歩中のペットのふんの後始末は飼い主の義務です。放置せずに必ず後始末をしてください。

- ①ふんの後始末用のビニールと尿の後始末用の水入りのペットボトルを持参しましょう。
- ②ふんを放置する人を見かけたら声がけをして、予備の袋を渡してあげてください。

ネコは家の中で飼育しましょう

けんかによる傷、病気、迷子や交通事故を防ぐため、飼いネコは家の中で飼育しましょう。

無責任な餌やりは慎みましょう

野良ネコなどへの無責任な餌やりにより、ふんの後始末などのトラブルが発生しています。他人に不快感を与えないようにしましょう。

放し飼いはやめましょう

犬は、つないで飼うことが義務づけられています。迷子になったときのために、連絡先などを書いた「迷子札」をつけましょう。

最後まで責任を持って飼いましょう

飼い主には、終生飼養（動物を一生養うこと）の責任があります。愛情と責任を持って飼いましょう。

未来をつなぐ「人財」募集中

まだ間に合ったっけ？



※赤ちゃんの受験はできません

平成30年度
採用予定

小浜市職員採用試験

事務・保育士
保健師・土木

申込受付期間

7月14日①～8月7日①

第一次試験

9月17日① ところ：働く婦人の家(大手町)

試験説明会

7月14日① 13時30分～ ところ：働く婦人の家

募集職種	人数	受験資格
事務	8人	昭和59年4月2日以降に生まれた人
保育士	若干人	昭和59年4月2日以降に生まれた人
保健師	若干人	昭和57年4月2日以降に生まれた人
土木	3人	昭和57年4月2日以降に生まれた人

※事務のうち、身体障がい者1人程度。要件など詳しくは問い合わせください
申込書は、庁舎1階総合窓口、3階総務課で配布。市公式HPからもダウンロード可。インターネット（ふくe-ネット）、郵送でも申し込みできます。



小浜市の職員像
(職員心得10カ条より)

- ①市民の声を大切に
- ②市民の立場で考えます
- ③笑顔であいさつ
- ④捨てようその固定観念
- ⑤柔軟であること
ただし理念は貫くこと
- ⑥他人の批判より
自分の行動
- ⑦行動のないところに
結果は生まれません
- ⑧独りで悩まず抱えず
みんなで乗り越えよう
- ⑨最小の経費で
最大の効果を
- ⑩何がないかより
何があるかで発想しよう

問い合わせは、総務課 ☎ 64・6002 まで

公式HPは **小浜市** で検索